

事務連絡
令和3年9月24日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に係る
火葬の求めに対する対応について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及びガイドライン（※1）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

他方で、一部地域では、自治体等が設置する火葬場において、当該自治体の住民については新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の求めに応じる一方で、住民でない方については火葬の求めに応じていないのではないかといった疑義を生じさせる事案が発生していると承知しています。

墓地、埋葬等に関する法律第13条では、火葬場等の管理者は、火葬等の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならないと規定されており（※2）、上記のように住民でないことのみをもって、火葬の求めに応じないことは、同条に違反すると考えられます。

併せて、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方等の火葬等に当たっては、ガイドラインに沿った一般的な感染対策等を行った上で、御遺族等のお気持ちに最大限寄り添った対応を行うことが求められていますので、改めて、貴管内の火葬場における状況を御確認いただくとともに、関係機関に対して一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

（※1）「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添）

（※2）（参照条文：墓地、埋葬等に関する法律）

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円（注）以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者
- 二 （略）

（注）罰金等臨時措置法（昭和23年法律第251号）第2条第1項により、「2万円以下の罰金」となる。